

別紙一

〇級国道〇号線改良工事に係る〇〇土地区画整理事業の費用負担に関する覚書

〇級国道〇号線改良工事施行者何某(以下「甲」という。)と〇〇土地区画整理事業施行者何某(以下「乙」という。)は、〇級国道〇号線改良工事(以下「改良工事」という。)に必要な道路用地を、〇〇土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)によって取得することについて次のとおり取り決める。

第一条 甲は、土地区画整理法第一一九条の二に規定する公共施設管理者の負担金(以下「負担金」という。)として金 円(別

添公共施設管理者負担金調書のとおりに)を乙に対して負担するものとし、その負担期間は、昭和 年度から昭和 年度までとする。

2 前項に定める金額は、物価の変動その他特別の事情がある場合において、甲乙協議して変更することができるものとする。

第二条 甲の施行する改良工事に必要な道路用地(別紙図面に表示する土地、以下「道路用地」という。)は、乙の施行する土地区画整理事業に係る換地処分公告の日の翌日において〇〇に帰属するものとする。

(第一案)

第三条 土地区画整理事業の事業計画は別紙のとおりとする。

2 乙は、前項の事業計画を変更しようとする場合において、その変更が負担金の額の変更を要するものであると認めるときは、あらかじめ、甲に協議するものとする。

3 乙は、事業計画(資金計画を除く。)を変更した場合(その変更が前項の規定による協議に係るものである場合を除く。)においては、すみやかに甲に報告するものとする。

(第二案)

第三条 土地区画整理事業の事業計画のうち、甲の負担金の対象と

なる 区 域
工事内容 に係る部分は、別紙のとおりとする。

2 乙は、前項の 区 域
工事内容 を変更しようとする場合において、その変更が負担金の額の変更を要するものであると認めるときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

3 甲は第二項の 区 域
工事内容 を変更した場合(その変更が前項の規定による協議に係るものである場合を除く。)においてはすみやかに甲に報告するものとする。

第四条 乙は、事業年度ごとに当該土地区画整理事業の実施設計を甲に提出し、甲乙協議のうえ、協定を締結して当該年度の負担金の額及び支出の時期を決定するものとする。

第五条 乙は、事業年度ごとに当該年度の負担金に係る事業について実績報告書を作成、甲に提出するものとする。

第六条 甲は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、甲乙協議して清算を行なうものとする。

第七条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容について疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議のうえ決定するものとする。

本覚書の証として、本書二通を作成し、当事者記名押印のうえ各自一通を保有する。

年 月 日

甲 何

某 印

(注意)

第三条を二案示してあるが、第一案は、負担金の額が土地区画整理事業に要する費用の額の全部の場合に適用し、第二案は、負担金の額が土地区画整理事業に要する費用の額の一部の場合に適用する。

なお、土地区画整理法に規定する施行者となる以前に土地区画整理事業について公共施設管理者と仮覚書を締結し、施行者となったとき仮覚書を本覚書に切替えることをさまたげない。「〇級国道〇号線改良工事」及び「道路用地」とあるのは一つの例示であって、河川其の他の工事の場合については、夫々の名称及び公共用地名称に書替えるものとする。